

議案第91号 小松島市長、副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

令和元年人事院勧告に準拠し、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を改めるもの。

①令和元年12月の期末手当の支給月数を0.05月分増

②令和2年6月以降の期末手当の支給月数を現行のものから合計0.05月分増加し、6月と12月に平準化

小松島市長、副市長及び教育長の給与条例(昭和50年小松島市条例第41号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後（案）	備考
第3条 前2条の給料、通勤手当及び期末手当の支給方法については、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは、 <u>「100分の167.5」</u> とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。	第3条 前2条の給料、通勤手当及び期末手当の支給方法については、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは、 <u>「100分の172.5」</u> とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。	改正

小松島市長、副市長及び教育長の給与条例(昭和50年小松島市条例第41号)新旧対照表【第2条関係】

現行（改正条例第1条の規定による改正後の規定）	改正後（案）	備考
第3条 前2条の給料、通勤手当及び期末手当の支給方法については、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは、 <u>「100分の172.5」</u> とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。	第3条 前2条の給料、通勤手当及び期末手当の支給方法については、小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは、 <u>「100分の170」</u> とする。この場合において、期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。	改正